

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）に係る面談
2. 日時：令和2年6月26日（金）13時35分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）に係るこれまでの面談等における原子力規制庁からのコメントに対して、資料に基づき以下の説明があった。

- 本申請における破損燃料の定義について
 - ✓ 「破損燃料」とは、放射性物質閉じ込め機能が失われる被覆管の貫通欠陥が発生した燃料（疑いのある燃料も含む）と定義する。具体的には、震災以前から存在する「漏えい燃料」、「漏えいの疑いのある燃料」及び「特別な取扱いが必要な燃料」のことを指す。
 - ✓ 「漏えいの疑いのある燃料」とは、水素爆発によるがれき等の落下の影響により燃料上部が損傷している可能性のある燃料のことを指し、3号機では「チャンネルボックスのないスペーサ部損傷燃料」及び「ハンドル部の変形が認められる燃料」が該当する。
 - ✓ 「特別な取扱いが必要な燃料」とは、被覆管にき裂が発生してペレットが散逸する可能性がある燃料のことを指すが、がれき落下衝撃試験及びがれき衝突解析から、3号機ではこのような破損は発生していないことを確認している。
 - ✓ 以上の定義を踏まえ、本申請の3号機破損燃料用輸送容器で輸送対象とする燃料は、「漏えい燃料」1体、「チャンネルボックスのないスペーサ部損傷燃料」1体及び「ハンドル部の変形が認められる燃料」16体（今後の燃料健全性確認治具の判定結果によって増加する可能性あり）とする。
- 落下防止及び落下時の影響緩和措置について
- 輸送容器取扱い時の放射線業務従事者の被ばく低減対策について
- 未臨界性評価において仮定している燃料の状態について

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、未回答のコメントについて回答すること等を求めた。

6. その他

資料：

- 【補足説明資料】破損燃料用輸送容器に係る実施計画Ⅱ章の変更について